

農作物等における雪害防止対策の徹底について

降雪期を迎え、雪害を防止するため、以下のことに留意して雪害を防止しましょう。

除雪作業を行う場合は（全般的）

- 屋根等の高所で除雪作業を行う場合は、はしごをしっかりと固定し、命綱をつけて作業を行う。また、作業は午前中に行うようにし、雪の緩みに注意する。軒下で作業する場合は、落雪に注意し、ヘルメットや帽子をかぶる。
- 除雪機を使う場合は、ロータリーに巻き込まれないよう服装に注意し、点検・調整等は必ずエンジンを止めて行う。

～積雪前に～

- 農業用施設では** ●冬季に使用しないビニールハウスでは、あらかじめ被覆ビニールを取り除く。
●必要に応じて支柱や筋交い等により施設を補強し、破損箇所を補修して強度を高める。
- 畜産では** ●輸送事情等の悪化により給与飼料が不足しないよう、一定量の備蓄を確保する。



～積雪期の対応～

- 農業用施設では** ●屋根の積雪は、屋根上及び側面を中心にできるだけ早く除雪し、特に日照や風により屋根の北側または風下側にかたよって積もらないようにする。
●被覆していないハウスもジョイント部分等への着雪による倒壊の恐れがあるので、適宜雪を落とす。
- 畜産では** ●早め早めの雪おろしと畜舎周辺の除排雪に努め、水道管の凍結防止対策を講ずる。
●畜舎内の低温環境下による生産効率の低下を抑えるため、幼畜に対しては生育段階に適した保温に努め、換気に留意する。

【お問い合わせ先】 藤里町農林課 農業振興係 ☎79-2114

空き家の貸し手募集中です

町では、人口減少を緩やかにし地域の賑わいを維持するために移住推進の取り組みを行っていますが、空き家の登録が足りない状況です。空き家バンクへの登録にご協力をお願いします。

藤里町移住コンシェルジュ佐々木たかすみです。町内を回りお声かけをしております。土日も相談窓口を開設しておりますので、ご遠慮なくお電話ください。



藤里町移住コンシェルジュ 佐々木たかすみ
☎080-1800-7011
活動拠点：ねまるベース（いとく向かい）

家の維持や家賃収入などにもメリットがあります。家の中に物品がある場合など遠慮なくご相談ください。

【お問い合わせ先】

藤里町総務課 企画財政係 ☎79-2111

水道の凍結に ご用心！

いよいよ、冬の本格的シーズン。水道の凍結が心配です。

水道の凍結を防ぐために、次の点に注意してください。

- ①水抜き栓を開いたあとに蛇口を開いて、水を完全に落とす。
- ②日中でも、長時間水道を使用しない場合は、水抜き栓を閉める。
- ③遠隔操作の水抜き栓を使用している家庭では、屋根からの落雪などにより、操作が不能になることがあるので、囲いなどで水抜き栓を守る。
- ④冬期間はメーターの検針はないので、凍結防止のため、メーターボックスの雪は払わない。
- ⑤凍結、破損により、漏水などの異常に気づいたときは、役場生活環境課環境整備係（☎79-2115）に連絡してください。

☆屋内の蛇口の凍結は、各家庭で水道業者に連絡して修理してください。

☆水道は、わたしたちの日常生活の中で欠くことのできない設備です。蛇口や水抜き栓の点検を十分に行い、冬の凍結に備えましょう。

【お問い合わせ先】

藤里町生活環境課 環境整備係 ☎79-2115